

議案第 18 号

三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について

三宅町消防団員等公務災害補償条例（平成 25 年 3 月三宅町条例第 11 号）の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三宅町消防団員等公務災害補償条例（平成 25 年 3 月三宅町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書き中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三宅町消防団員等公務災害補償条例（以下「公務災害補償条例」という。）第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る公務災害補償条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、公務災害補償条例第 4 条第 4 号アに規定する障害補償年金及び公務災害補償条例第 4 条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

三宅町消防団員等公務災害補償条例（平成25年3月三宅町条例第11号）新旧対照表

改正案	現行
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤の水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については一人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については一人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき<u>217円</u>をそれぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤の水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については一人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。)

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

事情にある者を含む。)

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

